

**横浜市環境管理計画の見直しについて**  
**(答 申)**

**平成15年10月20日**

**横浜市環境審議会**

## 答申にあたって

横浜市環境審議会は、平成12年11月24日に横浜市長から、現在の「横浜市環境管理計画」の策定後に行われた、法令や各種計画等の制定、改正等の内容を環境管理計画に反映し、市の環境保全の取組を一層前進させるため、「横浜市環境管理計画の見直し」について諮問を受けた。

当審議会においては、この件に関して専門的に調査検討するため、環境管理計画部会において8回の審議を重ね、環境管理計画の基本施策ごとに「目標」や「目標達成のための取組」などの見直しの考え方について審議を行ってきた。

その間、広く市民や事業者からの意見を求め、これを反映させた。

この答申は、横浜市環境管理計画の見直しに関する当審議会の審議結果を取りまとめたものである。

環境管理計画の見直しに当たっては、本答申及び法令等の趣旨を尊重するとともに時代の要請に添ったものとし、市、事業者、市民が一体となって、より一層の取組の推進がなされるよう、計画の構成等についても見直す必要がある。

本計画は、横浜市の環境保全施策を総合的・計画的に推進する上で基本となる計画であり、それに基づき「環境行動都市」横浜として市民、事業者との協働のもと、全市を挙げて取り組まれることを期待する。

平成15年10月20日

横浜市環境審議会  
会長 猿田勝美

はじめに

横浜市では、従来から産業型公害に対し、各種法令や県条例、市の各種要綱・指針の運用や民間企業との公害防止協定の締結等、市民・事業者との連携に基づく先進的な取組により、大幅な改善を図ってきた。

しかし、今日では、自動車公害等の都市生活型公害への対応が求められるとともに、廃棄物や有害化学物質問題、地球の温暖化等、地球環境問題への対応も求められるようになってきている。そこで、これらの新たな環境問題に的確に対応するため、平成8年9月に、「横浜市環境管理計画（以下「本計画」）」を策定した。この計画は、横浜市の環境保全施策を総合的・計画的に推進するもので、平成22年を目標年次としている。策定後、「循環型社会形成推進基本法」や「ダイオキシン類対策特別措置法」等、種々の環境保全に関連する法律が制定されるとともに新たな環境基準が設定され、また、横浜市においても「横浜市生活環境の保全等に関する条例」が施行されるなど環境保全上の施策を推進するために必要な制度の充実が図られてきた。

一方、横浜市政運営の政策面での柱として「横浜市中期政策プラン」が平成14年12月に策定された。

このような状況に対応するため、広範多岐にわたる環境問題に、より効果的に取り組めるよう、本計画の内容、目標達成のための指標等を見直す必要がある。

#### 「横浜市環境管理計画」の基本方針等

本計画は複雑多様化する今日の環境問題に的確に対応するため、「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」を根拠とし、市・事業者・市民が一体となって環境の保全と創造に取り組み、持続的な発展ができる望ましい都市横浜を形成していくために策定されたものである。

本計画では、今日の環境問題の解決が図られている望ましい姿として、以下の5つの都市環境像の実現を目指すこととしている。

都市・生活型公害などの改善が進められ、新たな環境汚染が未然に防止されている都市

自然とふれあえる、うるおいとやすらぎのある都市

環境への負荷の少ない都市構造や循環型の社会システムが形成されている都市

地球規模の環境問題に対し、地域からの取組が進められている都市

環境の保全と創造の意識が高く、積極的な活動がなされている都市

また本計画では、目標達成のため市・事業者・市民が相互に協力しつつ、それぞれの活動の中で、自らの役割を果たすことが必要であるとし、その基本的事項について示している。

さらに、5つの都市環境像の実現のため、「横浜市の環境目標」、その達成の目安とする「目標達成のための指標」を掲げ、その目標達成のために必要な「市の取組」、「市民・事業者に期待される行動」、「市と市民・事業者が連携して取り組む方策」を示している。

また、5つの都市環境像を実現するためには、市内で実施される各種開発事業等の計

画立案段階から適切な環境配慮を行うことが重要である。そこで、事業の種別に環境に与える影響を適切なものとするための「事業別配慮指針」と、地域の特性から見た環境面の制約事項をもとにした「地域別配慮指針」についても示している。

この計画の計画期間は、平成8年度から横浜市の総合計画である「ゆめはま2010プラン」の目標年次である平成22年度までとしている。

#### 「横浜市環境管理計画」見直しの視点

本計画で目標としている目指すべき5つの都市環境像は、今日の環境問題が解決されている平成22年の望ましい横浜の姿をイメージ的に示したものである。この都市環境像を実現していくための基本方向、基本施策は循環型社会の形成や地球環境問題への対応も含め総合的に環境問題を捉え、体系的にまとめたものであり、計画策定後に制定・改正された法律や各種計画等は基本施策を進めていくための具体的な取組手法の一つと考えられる。このため、今回の見直しにおいては、現行の都市環境像、基本方向、基本施策を説明した「施策・事業体系」については特に変更せず、個々の基本施策の内容を各種法令や計画の趣旨に添って見直すものとする。

また、本計画策定から7年が経過し、その間に、環境関係の法律等の制定・改正、環境基準の新設・改正等状況の変化があり、本計画に示す「目標達成のための指標」や「目標達成のために必要な取組」、本計画中で引用している法律・条例の名称等についてはそれらに対応した形で修正、あるいは追加する必要がある。

(表-1を参照)

#### 見直しの考え方

### 1 公害対策の推進

#### (1) 大気環境の保全

ダイオキシン類による環境汚染防止のために「ダイオキシン類対策特別措置法」が平成12年1月に施行されたこと、また、平成9年2月にベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンの環境基準が定められたことを受け、<現状及び課題>に、ダイオキシン類及びベンゼン等4物質に関する大気汚染の状況を記載する必要がある。

あわせて、<目標達成のために必要な取組>には、環境の監視、規制指導、普及啓発等を市の取組や事業者の責務等として記載する必要がある。

また、平成10年2月に策定された「横浜市自動車公害防止計画」について市・事業者・市民が一体となって取り組む必要があることから、本計画に新たに記載するとともに、平成13年6月に改正された「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」を受けて横浜市が取り組んでいる、粒子状物質減少装置(DPF、酸化触媒)の装着推進等ディーゼル車対策についても記載する必要がある。

## < 指標見直しの考え方 > (表 - 2 を参照)

### ア 指標の設定について

環境基準が設定されている物質については、科学的な知見に基づいた測定法や評価方法が定められているので、原則として環境基準を指標とすべきである。

また、新たな物質が環境基準の項目に加えられたり、環境基準の改定が行われた場合、当該物質及び新基準を本計画の指標として適宜修正すべきである。本計画策定後、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンが追加されるとともにダイオキシン類の環境基準が定められたため、指標に加える必要がある。

### イ 二酸化硫黄、一酸化炭素

二酸化硫黄や一酸化炭素については既に環境基準を達成し、良好な状態が継続していることから、環境基準よりも厳しい現行の環境管理計画の指標をそのまま継続する必要がある。

### ウ 二酸化窒素

二酸化窒素については一般環境において環境基準 (0.04~0.06ppm のゾーン内又はそれ以下であること) を達成している地域もあることから、現行の指標値 0.04ppm 以下を踏襲し、その達成に努める必要がある。一方、幹線道路沿道においては自動車排出ガスの影響等により、一般環境よりも高い測定結果が出ていることから、現行の環境基準を指標とし、その達成に努める必要がある。

### エ 浮遊粒子状物質の指標について

依然として環境基準を達成できない測定地点が多いことから、現行の環境基準を指標に採用し、その達成に努める必要がある。

### オ 光化学オキシダント

光化学オキシダントについては、すべての測定地点で国の環境基準を達成することができていないため、引き続き現行の指標である環境基準を達成するよう努める必要がある。

### カ ダイオキシン類、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン

本計画策定後に環境基準が設定された物質については、環境基準を指標に採用する必要がある。

### キ 悪臭について

悪臭については、悪臭防止法の規制基準適用の目標が、主に住居の用に供されている区域においては臭気強度 2.5 ~ 3.0 の範囲として示されている。本計画の目標達成のためには上記目標値より厳しい数値を指標とすべきである。

## (2) 水環境の保全

(1)の大気環境の保全の項と同様、「ダイオキシン類対策特別措置法」が施行されたことから、水質汚濁状況について<現状及び課題>に記載する必要がある。

あわせて、<目標達成のために必要な取組>には、環境の監視、規制指導、普及啓発等を市の取組や事業者の責務等として記載する必要がある。

さらに、神奈川県が策定した第5次水質総量削減計画に基づき、新たな規制内容を記載するとともに、富栄養化対策の暫定目標に関する記述を変更する必要がある。

### <指標見直しの考え方> (表 - 3を参照)

「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき定められた環境基準や平成13年4月に改定された「横浜市水環境計画」の内容を<目標達成のための指標>等に加える必要がある。

なお、次の理由により本計画の目標達成のための指標としては、「横浜市水環境計画」の水環境目標を用いる必要がある。

「横浜市水環境計画」では、水質汚濁のうち有害物質に係る項目については「人の健康の保護に関する環境基準」を水環境目標として採用しているが、生活環境に係る項目については類型別の環境基準をそのまま適用するのではなく、水域の形態や状況に基づいてきめ細かく水環境目標を設定していること。

また、平成12年10月の水質汚濁に係る環境基準の水質類型の見直しを踏まえた「横浜市水環境計画」の改定の中で、ダイオキシン類についても指標の一つとして採用していること。

さらに、上記水環境目標は水域によっては環境基準よりも厳しい値を設定しているところもあり、水質に加え、生物指標による感覚的な水質階級、ふん便性大腸菌群数、河川の水深・流量、周辺環境等についても併せて設定していること。

## (3) 地盤環境の保全

<現況及び課題>の「神奈川県公害防止条例」は廃止され、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」に替わり「横浜市生活環境の保全等に関する条例」が平成15年4月に施行されたので、これに併せて記述を修正する必要がある。

また、現行の<横浜市環境目標>の表現は、地盤環境の中でも自然環境や生物生息空間の保全をイメージしたものであるが、「公害対策の推進」に位置づけられる地盤環境の保全目標は地盤沈下、土壌汚染、地下水汚染のない状態であることから、そのように目標を変更する必要がある。

### <指標見直しの考え方> (表 - 4を参照)

#### ア 地下水の汲み上げ等について

横浜市の沖積低地部には軟弱地盤地域があり、かつて過剰な地下水の汲み上げ等により激しい地盤沈下がひきおこされた地域がある。このため、要綱等により地盤沈下対策を進めてきたが、現在、「横浜市生活環境の保全等に関する条例」で地盤沈下の原因となる浅井戸からの地下水採取を規制しており、直接的な原因抑制のた

め、地下水採取の抑制を指標として加える必要がある。

イ 土壌の環境基準

土壌汚染に係る環境基準が平成 13 年 3 月に改正されたことに伴い指標を追加する必要がある。

なお、土壌汚染対策法が平成 15 年 2 月に施行されたのでそれを踏まえ記述を変更する必要がある。

ウ 地下水の環境基準

地下水については平成 9 年 3 月に従来の「地下水の水質に係る評価基準」に代わる「地下水の水質汚濁に係る環境基準」が告示された。評価基準では有害物質 23 項目について基準が定められていたが、現在の環境基準ではさらに 3 項目追加されて 26 項目について基準が定められている。

このため、指標として現在の「地下水の水質汚濁に係る環境基準」を採用する必要がある。

エ ダイオキシン類による水質の汚濁及び土壌の汚染に係わる環境基準

「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく「ダイオキシン類による大気汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む）及び土壌の汚染に係る環境基準について」の告示では、土壌汚染に係る環境基準が定められ、また、水質の汚濁に係る環境基準は地下水にも適用されることから、指標としてこれらの環境基準を採用する必要がある。

(4) 有害化学物質対策の推進

<現状及び課題>には、「ダイオキシン類対策特別措置法」施行後の、ダイオキシン類対策の経緯・状況、市が実施する規制・指導・調査について記載するとともに、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（以下「PRTR 法」）」に基づき平成 13 年 4 月から事業者による排出量等の把握が開始されたため、その背景・趣旨を記載する必要がある。

また、<目標達成のために必要な取組>として、

ア 産業廃棄物について、PCB、ダイオキシン類に係る施設の改善指導、新たな処理システムの検討・整備等

イ 事業者が行う自主的な化学物質の管理の改善を促す措置や、技術的助言等

ウ 広報・教育等を通じ、化学物質の性状及び管理、排出状況等について市民の理解を深める措置

エ 取組を進めるための人材の育成

オ 事業者としての化学物質の適正な管理と排出量・移動量の把握

カ 内分泌かく乱化学物質（いわゆる環境ホルモン）対策

キ ダイオキシン類排出削減・発生抑制のための普及啓発等

等の記述について充実を図る必要がある。

## < 指標見直しの考え方 > (表 - 5 を参照)

### ア ダイオキシン類の指標の新設

ダイオキシン類については、大気・水質（水底の底質を含む）・土壌の環境基準が設定されており、それぞれの項で指標を設定するが、その対策が重要であることから有害化学物質対策の項でも再掲する必要がある。

### イ ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン

これら 4 物質は大気・水質・土壌の環境基準が設定されており、それぞれの項で指標を設定するが、その対策が重要であることから有害化学物質対策の項でも再掲する必要がある。

### ウ 有害化学物質

有害化学物質には環境基準がないものもあり、具体的な指標を掲げることにはできないものもあるが、「横浜市生活環境の保全等に関する条例」及び「P R T R 法」の趣旨にあるように、事業者による化学物質の適正な管理を促進し、環境保全上の支障を未然に防止することが重要であることから、指標として有害化学物質の適正な管理と排出の低減について記載する必要がある。

## (5) 騒音、振動対策の推進

現行の< 横浜市環境目標 > の音環境についての記述に加え、振動についても記載する必要がある。

## < 指標見直しの考え方 > (表 - 6 を参照)

### ア 騒音

平成 10 年 9 月に「騒音に係る環境基準」が改正されたことから、指標を設定するにあたり、環境基準の地域類型、時間区分を参考に、これに対応した記述とすることが望ましい。

またその際、指標には新たに定められた環境基準を採用する必要がある。

### イ 振動

以下の点を踏まえ改正する必要がある。

(ア) 環境省(旧 環境庁)の住民反応調査(工場振動、道路交通振動等)によれば、振動を感じるのは 55 dB から上としている。

(イ) 振動規制法の「工場・事業場」の最も厳しい基準は「住居地域の夜間の基準 55 dB」である。

## 2 自然環境の保全及び快適環境の創造(表 - 7 を参照)

### (1) 緑と水にふれあえる街づくりの推進

平成 9 年 3 月に改訂された「横浜港港湾計画」、同年 11 月に策定された「横浜市



緑の基本計画」平成11年10月に策定された「水環境マスタープラン」にあわせ、  
＜現状及び課題＞の記述を修正する必要がある。

(2) 生物生息空間の保全・創造

平成10年2月に「環境エコアップマスタープラン」が策定されたので、＜現状及び課題＞に策定の背景等を記載する必要がある。また、＜目標達成のために必要な取組＞として「環境エコアップマスタープラン」について記載する必要がある。

(3) 良好な都市景観の保全・創造

＜目標達成のために必要な取組＞について、市民との協働による地域まちづくりを推進するための制度の検討が進められているので、記述に反映できるものは反映する必要がある。

また、各区の「都市計画マスタープラン」についても策定済のものは、参考にしながら必要なものについて記載する必要がある。

さらに、市内各地にある水・緑・文化をはじめとする様々な地域資源を総合的に活用し、市民との協働により地域ごとの個性と魅力あるまちづくりを進める取組も行われているので、記述に反映できるものは反映する必要がある。

3 少負荷型・循環型都市の形成

(1) 産業廃棄物の発生抑制、資源化、減量化、適正処理の推進

平成12年に「循環型社会形成推進基本法」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」及び「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」の制定や「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の改正があり、廃棄物の発生抑制、再使用、再利用という新たな枠組みと、市、事業者、市民の責務及び役割分担等が明確化されたので、＜現状及び課題＞では、これら各法律の背景や趣旨を整理して記載するとともに、「ダイオキシン類対策特別措置法」についても記載する必要がある。

また、＜目標達成のために必要な取組＞として、

ア 廃棄物処理指導計画の作成とその達成に必要な措置

イ 廃棄物の適正処理のための市の取組

許可、マニフェスト制度、廃棄物の焼却等

ウ 排出事業者としての責務

発生抑制、再使用、再生利用、熱回収、適正処分及び循環利用のための分別

エ ダイオキシン類の発生抑制も含めた産業廃棄物の適正な処理

等について、法等に基づき整理し、記載するとともに、「横浜市生活環境の保全等に関する条例」の施行、「横浜市産業廃棄物処理指導計画」の策定による市の具体的取組についても記載する必要がある。

## (2) 一般廃棄物の減量化・資源化、適正処理の推進

＜現状及び課題＞には(1)の産業廃棄物と同様、「循環型社会形成推進基本法」をはじめ、廃棄物関連の各法律が制定された背景、各法律の趣旨を整理して記載する必要がある。

また、＜目標達成のために必要な取組＞として、

ア 一般廃棄物処理計画の策定とその達成に必要な措置

イ 分別収集計画の策定、分別収集に必要な措置

ウ 廃棄物の適正処理のための市の取組

許可、事業系一般廃棄物管理票（マニフェスト制度）、廃棄物の焼却等

エ 排出者としての責務

発生抑制、再使用、再生利用、熱回収、適正処分及び循環利用のための分別等について、法や平成15年1月に策定された「横浜G30プラン（横浜市一般廃棄物処理基本計画）」に基づき記載するとともに、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく対策についても記載する必要がある。

## 4 地球環境保全対策の推進

### (1) 地球温暖化対策の推進

＜現状及び課題＞については、平成9年12月の地球温暖化防止京都会議（COP3）において温室効果ガス排出量の削減目標が合意され、「地球温暖化対策の推進に関する法律」のなかで市、事業者、市民の責務等が明示されていることから、これらの動きを反映し、地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼし、すべての者が自主的かつ積極的にこの課題に取り組むことが重要であること等の法の趣旨、背景について新たに記載する必要がある。

また、＜目標達成のための指標＞については平成13年12月に策定した「横浜市地球温暖化対策地域推進計画」と整合を図る必要がある。

あわせて、＜目標達成のために必要な取組＞として、市自らが排出する温室効果ガスの排出抑制を定めた「横浜市役所地球温暖化防止実行計画」などの市の取組や、「横浜市地球温暖化対策地域協議会」がまとめた「エコハマ温暖化防止アクションプラン」など市民や事業者の取組について新たに記載する必要がある。

### (2) オゾン層保護対策の推進

＜現状及び課題＞に、近年の法整備（「特定家庭用機器再商品化法」、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」）の趣旨、背景について新たに記載するとともに、法を踏まえた取組について＜目標達成のために必要な取組＞に記載する必要がある。

## 5 環境保全意識の向上及び自主活動の促進

### (1) 環境教育・環境学習の推進

＜目標達成のために必要な取組＞に、平成14年度から実施された新教育課程の総合的学習の時間等において取組が期待される内容を記載する必要がある。

### (2) 市民・事業者の環境保全活動の促進

「環境エコアップマスタープラン」、「横浜G30プラン」などに関連する市民や事業者の取組、また、「横浜市地球温暖化対策地域推進計画」や「エコハマ温暖化防止アクションプラン」などに基づく市民や事業者の取組について、＜目標達成のために必要な取組＞に記載する必要がある。

### (3) 横浜市の環境保全行動の展開

＜目標達成のために必要な取組＞について、「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律」における市の責務、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」による包装容器の分別収集、リサイクルなど市が行っている取組について記載する必要がある。

また、市では「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「横浜市役所地球温暖化防止実行計画」を策定しており、この計画に沿った取組やISO14001認証取得に向けた取組についても記載する必要がある。

## 6 開発事業等における環境配慮（表 - 8 を参照）

横浜市が目指す5つの都市環境像を実現するためには、施策展開の基本方向として掲げた5つの基本方針に基づき、市・事業者・市民それぞれが取り組むことが必要であるとともに、周辺の土地利用や地域の自然環境を踏まえた適切な環境配慮を行うために、市内で実施される各種開発事業等について計画段階から環境への配慮について調整することや、環境影響評価を行うことも重要である。

環境配慮については光害や地球温暖化等、近年新たに取組が進められている課題にも対応するとともに、平成11年6月に施行された「環境影響評価法」、「横浜市環境影響評価条例」を踏まえ、配慮項目等を追加・修正する必要がある。

配慮指針については、これらの新しい項目に対応するとともに、配慮事項の例示を充実させることが望ましい。

表 - 1 見直しの視点

制定・改正された法律・条例等	新設・改正された環境基準
<ul style="list-style-type: none"><li>ダイオキシン類対策特別措置法</li><li>自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>ダイオキシン類</li><li>大気汚染</li><li>水質汚濁</li></ul>

置法 ・ 土壤汚染対策法 ・ 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法） ・ 循環型社会形成推進基本法（ほか循環型社会形成に向けた関連法律） ・ 地球温暖化対策の推進に関する法律 ・ 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律 ・ 環境影響評価法 ・ 神奈川県生活環境の保全等に関する条例 ・ 横浜市生活環境の保全等に関する条例 ・ 横浜市環境影響評価条例 ・ 横浜市自動車公害防止計画 ・ 第5次水質総量規制 ・ 第5次水質総量削減計画 ・ 横浜市水環境計画 ・ 横浜市緑の基本計画 ・ 水環境マスタープラン ・ 環境エコアップマスタープラン ・ 横浜市一般廃棄物処理基本計画（横浜G30プラン） ・ 横浜市地球温暖化対策地域推進計画 ・ 横浜市役所地球温暖化防止実行計画 等	・ 土壤汚染 ・ 地下水質 ・ 騒音 等
--	----------------------------

表 - 2 目標及び達成のための指標（大気環境）

	現 行	見 直 し（案）
横浜市環境目標	市民が清浄な大気の中で、健康で快適に暮らしている。	市民が清浄な大気の中で、健康で快適に暮らしている。
目標達成のための指標	二酸化硫黄 日平均値 0.02ppm 以下 一酸化炭素 日平均値 5ppm 以下 浮遊粒子状物質 日平均値 0.10mg/m <sup>3</sup> 以下 二酸化窒素 日平均値 0.04ppm 以下 光化学オゾン 1時間値 0.06ppm 以下 悪臭 市民が日常生活において不快を感じない  注) 二酸化窒素についての上記の指標は、一般環境大気に係るものであり、幹線道路沿道における当面の指標は、国の環境基準とする。	「大気汚染に係る環境基準について」及び「ダイオキシン類による大気汚染に係る環境基準について」を指標とする。ただし、以下の3物質の指標の数値は次に示すとおりとする。 二酸化硫黄 日平均値 0.02ppm 以下 一酸化炭素 日平均値 5ppm 以下 二酸化窒素 日平均値 0.04ppm 以下 幹線道路沿道をのぞく 幹線道路沿道における当面の指標は、環境基準（日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm のゾーン内又はそれ以下であること）とする。

	<p>【環境基準を採用する項目】</p> <p>浮遊粒子状物質 日平均値 0.10mg/m<sup>3</sup>以下 1時間値 0.20mg/m<sup>3</sup>以下</p> <p>光化学オゾン 1時間値 0.06ppm 以下</p> <p>ベンゼン 年平均値 0.003mg/m<sup>3</sup>以下</p> <p>トリクロロエレン 年平均値 0.2mg/m<sup>3</sup>以下</p> <p>テトラクロロエレン 年平均値 0.2mg/m<sup>3</sup>以下</p> <p>ジクロロメタン 年平均値 0.15mg/m<sup>3</sup>以下</p> <p>ダイオキシン類 年平均値 0.6pg-TEQ / m<sup>3</sup>以下</p> <p>悪臭 市民が日常生活において不快を感じない</p>
--	---

表 - 3 目標及び達成のための指標（水環境）

	現 行	見 直 し（案）
横浜市 環境目標	魚やさまざまな生き物がすめる川や海で、釣りや水遊び、水辺の散歩など市民がふれて楽しんでいる。	魚やさまざまな生き物がすめる川や海で、釣りや水遊び、水辺の散歩等市民がふれて楽しんでいる。
目標達成 のための 指標	BOD(河川) 水域別 3mg/l、5mg/l、8mg/l 以下 COD(海域) 水域別 2mg/l、3mg/l  以下その他の項目 横浜市水環境計画に示す値  注 水域別の分類は横浜市水環境計画による。	BOD(河川) 水域別 3mg/・、5mg/・、8mg/・ 以下 COD(海域) 水域別 2mg/・、3mg/・ 以下 注 水域別の分類は横浜市水環境計画による。 ダイオキシン類 1 pg-TEQ/・（水質） 150 pg-TEQ/g（水底の底質） 以下その他の項目 横浜市水環境計画に示す値

表 - 4 目標及び達成のための指標（地盤環境）

	現 行	見 直 し（案）
横浜市 環境目標	さまざまな生物を育む土壌や、きれいな湧水が見られるなど、安定した地盤環境のもとで暮らしている。	地盤沈下や土壌・地下水汚染がなく、きれいな湧水が見られるなど、安定した地盤環境のもとで暮らしている。
目標達成 のための 指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地下水の過剰な採取等による地盤沈下を起さない。</li> <li>・土壌汚染に係る環境基準を満足する。</li> <li>・地下水の水質に係る評価基準を満足する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地下水の過剰な採取等による地盤沈下を起さない。</li> <li>・土壌の汚染に係る環境基準及びダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準を指標とする。</li> <li>ふっ素 0.8mg/・</li> <li>ほう素 1 mg/・</li> <li>ダイオキシン類 1,000pg-TEQ/g</li> <li>・地下水の水質汚濁に係る環境基準及びダイオキシン類による水質の汚濁に係る環境基準を</li> </ul>

	指標とする。 ダイオキシン類	1 pg-TEQ/•
--	-------------------	------------

表 - 5 目標及び達成のための指標（有害化学物質対策）

	現 行	見 直 し (案)
横浜市環境目標	有害化学物質による環境汚染が未然に防止されている。	有害化学物質による環境汚染が未然に防止されている。
目標達成のための指標		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ダイオキシン類について、環境基準を指標とする。</li> <li>・ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンについては環境基準を指標とする。</li> <li>・有害化学物質が適正に管理され、環境中への排出が低減されている。</li> </ul>

表 - 6 目標及び達成のための指標（騒音、振動対策）

	現 行	見 直 し (案)
横浜市環境目標	市民が快適な音環境の中ですごしている。	市民が、振動による不快感がなく、静かな音環境の中で快適にすごしている。
目標達成のための指標	市民の住居を主とする地域において 騒音(L50) (朝・夕) 45dB 以下 ( 昼 ) 50dB 以下 ( 夜間) 40dB 以下 振動 55dB 以下 注 道路に面する地域における当面の指標は環境基準とする。 新幹線鉄道等、別途、環境基準が定められているものはそれによる。	『騒音』 市民の住居を主とする地域においては、環境基準の地域類型Cにおいても住居が相当数占める場合も含め、地域類型「A 及びB」( )の指標の値とする。 【参考】 騒音 (L <sub>Aeq</sub> ) ( 昼間) 55dB 以下 ( 夜間) 45dB 以下 『振動』 市民の住居を主とする地域においては、以下の通りとする。 振動 55dB 以下 注 道路に面する地域における当面の指標は環境基準等とする。 新幹線鉄道等、別途、環境基準が定められているものはそれによる。

地域の類型

A：専ら住居の用に供される地域  
 B：主として住居の用に供される地域  
 C：相当数の住居と併せて、商業・工業の用に供される地域

表 - 7 目標及び達成のための指標（緑と水にふれあえる街づくり）

	現 行	見 直 し(案)
横浜市環境目標	緑・市域面積の約20%が緑のオープンスペースとして確保されている。 水・地下水のかん養が行われ、川や水路に豊かな水量が確保されている。 うるおいとふれあいのある水辺空間の整備が進められている。	緑・市域面積の20%が緑のオープンスペースとして確保されている。 水・地下水のかん養が行われ、川や水路に豊かな水量が確保されている。 うるおいとふれあいのある水辺空間の整備が進められている。
目標達成のための指標	緑 [公園] 2,930ha [緑地] 2,220ha [農地] 2,390ha [緑化] 1,300ha 合計 8,840ha (市域面積の約20%)  水・川の生態系の観察などができる親水拠点の整備 52か所 ・河川や水路などの環境整備 50km ・川辺の散歩道の整備 67km	緑 [樹林地] 2,220ha (緑地保全地区、市民の森等) [農地] 2,390ha (農業専用地区、農用地区域、生産緑地等) [公園] 2,930ha (都市公園、港湾緑地、こどもの遊び場等) [緑化・その他] 1,300ha (街路樹、公共施設緑化、工場緑化、公開空地等) 合計 8,840ha (市域面積の20%)  水・川の生態系の観察等ができる親水拠点の整備 52か所 ・河川や水路等の環境整備 117km

表 - 8 環境への配慮項目

現 行		見 直 し(案)	
大項目	配 慮 項 目	大項目	配 慮 項 目
生活環境公害等	大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭 超低周波音、電波障害、日照障害、風害、廃棄物等	生活環境公害等	大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭、低周波音、電波障害、日照障害、風害、廃棄物等、光害等、バイオ

			ハザード、電磁界
自然環境	水象、緑・生物	自然環境	水象、緑地・動植物等
社会文化環境	地域生活環境、景観、文化財等、災害(安全) 省資源・省エネルギー	社会文化環境	地域社会、景観、文化財等、安全
		地球環境等	省資源・省エネルギー、ヒートアイランド、地球温暖化等



## 参 考 資 料

- ・ 横浜市環境管理計画の見直しについて（諮問）
- ・ 横浜市環境審議会委員名簿
- ・ 横浜市環境審議会環境管理計画部会委員名簿
- ・ 横浜市環境審議会における審議経過

環保環政第 2 0 2 号

平成 12 年 11 月 24 日

横浜市環境審議会

会長 猿田 勝美 様

横浜市長 高秀 秀信

### 横浜市環境管理計画の見直しについて（諮問）

横浜市では、平成 8 年 5 月に貴審議会の答申「横浜市環境管理計画のあり方」に基づき、平成 8 年 9 月に総合的、計画的に環境保全施策を推進するため平成 22 年を目標とした、「横浜市環境管理計画」を策定しました。

この環境管理計画の策定後、環境保全に関連する各種の法律が制定されるとともに新たな環境基準が設定され、本市においても各種の計画等を策定するなど環境保全上の制度が充実されてまいりました。また、国の「環境基本計画」も現在、見直しが進められており、環境管理計画策定時と状況が変化してまいりました。

このため、これらの状況の変化に適切に対応し、広範多岐にわたる環境問題への取組をより効果的に推進できるように環境管理計画を見直す必要が生じてまいりました。

「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」の第 18 条第 5 項では、環境管理計画の変更にあたっては策定の手続きに準じて、横浜市環境審議会の意見を聴かなければならないこととなっています。

つきましては、次の事項についてご審議いただきたく諮問いたします。

諮問事項：「横浜市環境管理計画の見直し」について

平成 15 年 10 月 20 日現在

## 横浜市環境審議会委員名簿

(敬称略・五十音順)

	氏名	役職
1	猪狩 庸祐	弁護士
2	浦野 紘平	横浜国立大学大学院教授
3	小倉 孝之	弁護士
4	柏木 教一	日本労働組合総連合会神奈川県連合会副事務局長
5	加藤 洋	(社)横浜市薬剤師会会長
6	河野 正男	中央大学経済学部教授
7	川本 譲次	横浜市環境保全協議会会長
8	北村 喜宣	上智大学法学部教授
9	倉田 直道	工学院大学工学部教授
10	小堀 洋美	武蔵工業大学環境情報学部教授
11	猿田 勝美	神奈川大学名誉教授
12	新海 毅	横浜市医師会副会長
13	杉浦 尚子	神奈川県地球温暖化防止活動推進員
14	鈴木 重之	環境アドバイザー
15	鈴木 由美	元 女性の目で見たまちづくりアドバイザー
16	高橋 千富美	元 横浜市環境モニター
17	土井 陸雄	横浜市立大学名誉教授
18	中上 英俊	(株)住環境計画研究所 所長
19	二宮 知道	日本放送協会横浜放送局長
20	檜垣 宏子	鶴見川を再発見する会 代表
21	松野 幸江	横浜商工会議所副会頭
22	水野 貴美	元 女性の目で見たまちづくりアドバイザー
23	宮村 忠	関東学院大学工学部教授
24	森口 實	元 (財)日本気象協会相談役
25	吉田 茂	横浜市町内会連合会委員

## 環境審議会環境管理計画部会委員名簿

(敬称略・五十音順)

氏名	役職
猪狩 庸祐	弁護士
河野 正男	中央大学経済学部教授
猿田 勝美	神奈川大学名誉教授
杉浦 尚子	神奈川県地球温暖化防止活動推進員
鈴木 重之	環境アドバイザー
土井 陸雄	横浜市立大学名誉教授
森口 實	元(財)日本気象協会相談役

部会長、 副部会長

## 横浜市環境審議会における審議経過

H12.11.24	<p>第 15 回横浜市環境審議会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「横浜市環境管理計画の見直しについて」諮問</li> <li>環境管理計画部会を設置し、審議を付託</li> </ul>
H12.12.18	<p>第 1 回環境管理計画部会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境管理計画の見直し方針について</li> </ul>
H13. 2. 1	<p>第 2 回環境管理計画部会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「目標達成のための指標」について</li> </ul>
H13. 3.26	<p>第 3 回環境管理計画部会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「目標達成のための指標」について</li> <li>・法・条例の改正・制定等による項目の見直しについて</li> </ul>
H14. 2.25	<p>第 4 回環境管理計画部会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境管理計画改定に係る中間とりまとめについて</li> <li>・中間とりまとめに係る市民意見募集について</li> </ul>
H14. 3. 7	<p>第 5 回環境管理計画部会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境管理計画改定に係る中間とりまとめについて</li> </ul>
H14.3.27 ~ 4.30	<p>横浜市環境審議会部会中間とりまとめに関する市民意見募集</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・寄せられた意見書の数：31 件、項目別の意見の総数：68 件</li> </ul>
H15. 3.28	<p>第 6 回環境管理計画部会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境管理計画改定に係る中間とりまとめに対する意見について</li> </ul>
H15. 5.19	<p>第 7 回環境管理計画部会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境管理計画改定に係る中間とりまとめに対する意見について</li> <li>・部会報告素案について</li> </ul>
H15. 7.10	<p>第 8 回部会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・部会報告案について</li> </ul>
H15.10.20	<p>第 19 回横浜市環境審議会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・部会報告</li> </ul>

